

練馬区告示第 5 0 0 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 および練馬区特別区税条例（昭和 39 年 12 月練馬区条例第 42 号）第 6 条の規定により、下記の者について、特別区民税・都民税に係る書類が送達不能なため公示送達する。

なお、納税義務者からその書類の請求があったときは、直ちに交付する。

令和 8 年 1 0 月 5 日

練馬区長 吉田 健一

記

1 納税義務者

- (1) 鈴木 鴻司
- (2) 中澤 孝弘

2 対象文書

- (1) 令和 8 年 8 月 28 日付け 8 練区収徴第 12159 号
- (2) 令和 8 年 8 月 31 日付け 8 練区収徴第 13319 号